

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
川崎市企業誘致・産業立地促進計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
川崎市
- 3 地域再生計画の区域
川崎市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 地域再生計画の背景

川崎市は、首都圏中心部に位置し、京浜工業地帯の中核として、鉄鋼、化学、電機・機械の産業分野の企業が数多く集積し、日本経済の発展を支えてきた。

近年、大手企業の生産部門の地方及び海外への移転の動きに伴って、都市型工業地域の特色を活かした試作開発・商品開発を担う知識集約型・高付加価値型の産業構造への転換が図られつつある。市内には優れた技術を持つ中小企業が集積するとともに、200を超える研究開発機関が立地し、さらに、かながわサイエンスパーク、新川崎・創造のもり、テクノハブイノベーション川崎の3つのサイエンスパークが立地する等研究開発都市に変貌している。

さらに確かな産業基盤を築くためには、港湾機能を有していることや近接する羽田空港の再拡張、国際化が予定されていること等、地域の特性、資源を有効に活用することにより、産業と環境が調和した持続型社会の実現に貢献するものづくり産業を振興するとともに、新エネルギー産業やゲノム・ライフサイエンス産業といった先端的な産業の立地誘導を図り、活力ある産業集積を形成していく必要がある。

また、産業の活力、都市の活力を高めるためには新事業の創出・育成が必要であり、起業・創業・準備段階から事業化段階、発展段階に至るまで、成長段階に応じた総合的・効果的な支援を行うことが求められている。

こうした取り組みの推進に当たり、大きな課題の一つに挙げられるのが事業用地の確保であり、優良企業の立地促進を図るためには、先端産業の立地誘導に適した用地や新事業の成長段階に応じた事業用地等を確保する必要があり、保有土地の有効活用等、用地の確保に向けた新たな取り組みが必要となっている。

なお、企業誘致・産業立地の促進に向けた取り組みについては、本市の新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」(平成17年3月策定)に位置付けており、保有土地の有効活用等の新たな取り組みと併せて、今後も引き続き展開していく。

(2) これまでの取り組み

産業立地促進資金制度による企業誘致の推進

川崎市は、首都圏の中心部に位置する地理的優位性や先端技術産業の集積、数多くの研究開発機関の立地等の地域資源を活かして、活力ある地域社会と豊かな市民生活の実現に向けて、研究開発都市としての機能向上を図り、本市産業のイノベーションが促進される環境づくりを進めるとともに、新たな産業集積の形成、戦略的な産業立地の誘導に取り組んでいる。

産業立地促進資金制度は、市域において重点的に企業誘致・産業立地を促進する地区である「産業拠点地区」及び本市臨海部の工業専用地域に進出する中堅・中小企業者等を対象に、設備資金を融資(上限20億円)するものであり、平成19年7月までに19件の融資を実施した。

産業拠点地区については、当初は9地区でスタートしたが、その後、土地利用計画に応じた追加指定を行い、平成16年12月に13地区とした。

川崎市産業立地促進資金制度の概要

1 概要

市が定める産業拠点地区()及び都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域(以下「工業専用地域」という。)に進出する資本金10億円以下又は従業員500人以下の会社又は個人(以下「中堅事業者」という。)・中小企業者等に対し、必要な資金を融資し、産業の振興に資することを目的とする。

産業拠点地区

東扇島、川崎駅周辺、小杉駅周辺、溝口駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺、新百合ヶ丘駅周辺、南黒川・栗木、水江町、下野毛・宮内、久地・宇奈根、高津区坂戸、南渡田、新川崎周辺

2 資金使途

設備資金(土地取得費、建物建設費、敷金、入居保証金、改装費及び機械設備費等に限る。)

3 融資限度額

20億円

4 実績

平成19年7月までに19件

先端産業等立地促進情報の提供

川崎市は、首都圏の中心部に位置するとともに、平成22年に予定されている羽田空港の再拡張・国際化に伴い、地理的優位性や利便性が一層高まることが予想される。

こうした立地優位性や市内の工業系用地、貸工場、貸ビル、貸オフィス等の情報を「かわさき工場立地情報」としてインターネットを通じて広く発信して

おり、今後も、産業立地促進資金制度と合わせ、効果的な企業誘致を展開するため、工場用地等の需給情報の積極的な収集に努めるとともに、掲載情報の充実を図っていくこととする。

インキュベーション機能の充実

産業の活力を高めるためには新事業の創出、育成が必要であり、起業・創業・準備段階から事業化段階、発展段階に至るまで、成長段階に応じた総合的・効果的な支援が求められている。

特に市内には、本市が運営するK B I C（川崎新産業創造センター）、神奈川県や本市等の出資によるK S P（かながわサイエンスパーク）、民間企業が開設したT H I N K（テクノハブイノベーション川崎）等、創業期にある企業に対して事業活動用スペースを提供するインキュベート施設が充実しており、入居企業に対して、川崎市産業振興財団等を通じて、専門家による経営アドバイスや技術アドバイス等、日常的な支援体制を整え、経営、資金調達、販路拡大、技術支援、産学連携等の支援を行っている。

こうした中で、発展段階へと成長した企業の市内定着も課題となっており、ポストインキュベーション機能の構築に向けた取り組みが求められている。

マイコンシティ企業誘致推進事業

麻生区栗木地区、黒川地区の「かわさきマイコンシティ」を、市北部における先端産業の研究開発拠点と位置付け、エレクトロニクス関連産業を始め、情報通信・ソフトウェア業等の研究開発型企業の誘致を進め、新しい産業基盤と雇用の創出を図っている。

平成18年度に市有地への企業誘致を完了し、平成19年7月現在、32社、従業員数約2,500名の産業集積を実現した。

なお、民間地権者の所有区画については引き続き誘致を行っている。

臨海部の産業再生

川崎臨海部は、長年にわたり我が国経済の牽引役としての役割を担い、首都圏の都市活動、市民生活を支えてきた。同時に、高度成長期に生じた深刻な環境問題を克服する過程で培った、先端的な環境技術を保有する企業が数多く立地している。

近年、国際化の進展に伴う産業構造の転換等により、土地利用転換が行われてきた。それに伴って、新産業分野の企業集積の萌芽がみられる中、優れたものづくり技術の蓄積を活かして高付加価値化を追求する企業、機能転換を図る企業、新産業の創出を目指す企業も現れ、これらの動きを着実なものにしていく必要がある。

そこで、川崎臨海部地域を国際環境特別区と位置付け、既存産業の高度化・

複合化とものづくりに資する先端技術分野の産業、高度な研究開発機関等の集積を促進し、産業再生を図るとともに、臨海部立地企業等が保有する環境関連技術の海外移転などにより、地球環境保全の立場からも国際貢献する地域とする取り組みを進めている。

また、川崎区の殿町・大師河原地域、浜川崎駅周辺地域の2地域については、平成14年10月に都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定され、大規模工場跡地等の土地利用転換による、先端産業等の研究・生産機能を中心とした活力ある臨海都市拠点の整備に向け、都市再生事業計画の策定を進めている。

一方、川崎港は、現在、京浜工業地帯の工業港としての機能に加え、商業機能を併せ持つ総合港湾として首都圏の経済活動を支える重要な役割を果たしている。今後も、港湾の物流機能強化がより一層求められていることから、東京湾内諸港等との広域連携によるコンテナ輸送の効率化や羽田空港の再拡張・国際化に対応した総合的な物流体系の構築、港湾物流の動向に合わせた業種・企業の立地に向けた土地利用・誘導を図ることにより、高機能物流拠点の形成を進めている。

なお、川崎市、横浜市の臨海地域約4,400haについては、関係者が協議の場を設けて土地利用や基盤整備の意見調整を行う「都市再生予定地域」に設定されている。

アジア起業家村構想の推進

我が国や世界が目指す、環境保全と経済・社会の発展を両立する持続型社会の実現に向けて貢献することにより、国際的に存在感のあるまちづくりを進めるため、特に、産業や市場が急速に拡大しているアジアのパワーを取り込みながら、アジア地域の起業家を中心とするベンチャーの創業と国際的に活動する企業の立地を図る、産業のコミュニティ(村)を拠点として、新産業を創出する「アジア起業家村構想」を推進している。

この構想により、高度成長期に生じた深刻な環境問題を克服する過程で培った優れた環境技術や高度なものづくり技術を活かした、国際競争力を持つ新産業を育成するとともに、国内外からの環境技術を始めとする先端技術分野の産業・研究機関等の誘致を進める中で、アジア地域における環境問題の克服や温暖化問題等、地球規模の環境問題にも貢献することにつながるものと考えている。

当面は、浜川崎駅周辺地域にある創業拠点施設への入居者支援や国内外への情報発信を通じて、ブランド確立を図り、アジア企業の産業集積を促進する。

(3) 地域再生計画の目標

次のとおり数値目標を掲げて取り組む。

新設事業所数：400件（H18年10月～H21年10月）

〔事業所統計調査結果（H13年10月～H16年6月）：352件〕

インキュベーション施設入居企業の市内転出・立地目標数：120件

〔市内インキュベーション施設の入居企業数（H19年9月現在）：120社〕

アジア起業家村企業新規立地数（の内数）：15件（H20年度～H22年度）

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

企業誘致・産業立地促進に向け、引き続き、産業立地促進資金制度の運用、先端産業等立地情報の提供、インキュベーション機能の充実等を推進するとともに、新たに「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大」の支援措置を活用し、公有地の有効活用によるものづくりに資する先端技術を有する企業や高度な研究開発機関等の誘致、既存企業の活性化を推進する。

5 - 2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 支援措置を適用して行う事業

（1）支援措置の番号及び名称

番号：C3004

名称：公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大（国土交通省・総務省）

（2）先買い土地の所在地（別添図面参照）

所在地：川崎市川崎区水江町1 - 34、40、41、43、45、55、61

（3）買取りの時期及び目的

買取りの時期：平成元年3月及び5月

買取りの目的：川崎縦貫道路事業の代替地

（4）法第9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業等に供される見込みがないと判断される理由

当該土地は、川崎市土地開発公社が川崎縦貫道路事業の代替地として取得したが、活用されることなく約18年が経過している。

この間、川崎縦貫道路事業等の代替地として処分してきたが、バブル崩壊後の地価の急激な下落や社会経済状況の変化等により大規模な代替地の需要がなくなり、川崎縦貫道路事業についても、ほとんど用地取得が完了していることから、将来的にも大規模な代替地としての必要性がなくなっている。

また、代替地としての需要の減少に伴い、庁内関係局部に対して公共公益

施設用地としての利用意向調査等を実施し、新たな目的設定による有効活用方策の検討・調整を進めてきたが、厳しい財政状況や行財政改革を進める中で具体的な事業化には至っていない。さらに、周辺は臨海部の大規模工業地帯で住宅地から離れているため、規模や立地条件等で公共施設などの市民利用施設用地としては不相当であり、今後も当該地については、法第9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業等に供される見込みがないと判断している。

このため、平成18年2月策定の「第3次総合的土地利用対策計画」においても、本支援措置を活用した土地利用計画の策定を位置付けている。

(5) 先買い土地を供することを予定している事業の概要

・事業の名称

「水江町産業活性化・企業誘致推進事業」

川崎臨海部の産業再生・活性化に資する事業者（工場・研究所等）を対象に公募及び随意契約により事業者を決定する。

・事業主体

川崎市（川崎市が土地開発公社から再取得し、事業者に貸付ける。または、土地開発公社が事業者売却する。）

・事業の用に供する先買い土地の面積

56,949.32㎡

・当該土地が所在する用途地域

工業専用地域、建ぺい率60%、容積率200%、臨港地区（工業港区）

・事業の用に供する予定時期

平成20年4月以降

5-3-2 独自の取り組み

地域再生法による支援措置を活用するほか、川崎市が独自に以下の取り組みを行う。

(1) 産業立地促進資金制度による企業誘致の推進

産業立地促進資金制度の実施により、研究開発機能の集積を支え高い技術力を持つ中堅・中小企業の立地を促進する。

(2) 先端産業等立地促進情報の提供

川崎市の立地優位性や市内の工業系用地、貸工場等の情報を広く発信することにより効果的な企業誘致を推進する。

(3) インキュベーション機能の充実

インキュベーション施設の入居企業に対する、日常的な支援体制の充実を図るとともに、民間インキュベーション施設の機能強化、大学や民間研究機関等との産学公ネットワークの強化、さらにはポストインキュベーション機能の構築による発展段階へと成長した企業の市内定着を進める。

(4) マイコンシティ企業誘致推進事業

情報通信・ソフトウェア業等の研究開発機能が集積する「かわさきマイコンシティ」の残区画（民間地権者所有区画）について、引き続き先端産業の誘致を推進する。

(5) 臨海部の産業再生

川崎臨海部地域を国際環境特別区と位置付け、既存産業の高度化・複合化とものづくりに資する先端技術分野の産業、高度な研究開発機関等の集積を促進し、産業再生を図るとともに、臨海部立地企業等が保有する環境関連技術の海外移転などにより、地球環境保全の立場からも国際貢献する地域とする取り組みを進める。

また、都市再生緊急整備地域に指定されている川崎区の殿町・大師河原地域、浜川崎駅周辺地域について、先端産業等の研究・生産機能を中心とした活力ある臨海都市拠点の整備を進める。

(6) アジア起業家村構想の推進

アジア地域の起業家を中心とするベンチャーの創業と国際的に活動する企業の立地を図り、産業のコミュニティ（村）を拠点として、新産業を創出する「アジア起業家村構想」を推進する。

6 計画期間

認定の日から平成23年3月末（川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第2期実行計画終期）まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、数値目標に照らし状況を調査し、評価・検証を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

既に認定されている「国際環境特区」との連携を図る。